

平成 20 年 9 月 5 日

## 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関するアンケートについて（依頼）

国土交通省総合政策局建設業課

平素より当省の行う建設業行政にご理解、ご協力をいただき、誠に有難うございます。

さて、平成 18 年 10 月の国土交通省直轄事業における入札ボンドの導入以降、国においては 7.2 億円以上の案件の全てを対象とし、地方公共団体の導入状況と連携して拡大していくこととし、地方公共団体においても、宮城県、岩手県、兵庫県等で導入されるなど、入札ボンドの導入に向けた動きが拡大しています。

一方、入札ボンドの導入により、契約時に落札者が履行ボンドを提出するのみであった手続が、入札時に入札参加業者全てが入札ボンドの提出を求められることとなり、入札ボンドに係る手続が煩雑化しています。このため、保証会社、損保、銀行等金融機関から入札ボンド・履行ボンドの電子化による手続の簡素化に係る要望が行われているところであります。

入札ボンドを電子化するためには、上記要望を行った金融機関のみならず、発注者、入札参加業者の全てにメリットのある共通基盤としてのシステムを構築していく必要があることから、入札ボンド・履行ボンドの実施状況及び実際の運用上での課題等について関係機関等へのアンケート調査を実施することとしましたのでご協力をお願いします。

### 1. アンケートの実施対象

- ① 発行機関：保証会社から 3 社、銀行から都市銀行 5 行、地方銀行 20 行、損害保険会社から 11 社
- ② 発注者：全省庁、全都道府県、市区町村から 100 団体
- ③ 受注者：(社) 全国建設業協会から 100 社、(社) 日本土木工業協会員の全て

### 2. アンケートの実施方法

- ・ アンケートは、匿名とし、集計結果のみを入札ボンド・履行ボンドの電子化に活用させていただきます。
- ・ 別紙回答表に記入のうえ、同封の返信用封筒によりご送付願います（宛先は、返信用封筒に記載しております。）。

### 3. アンケートの提出期限

- ・ 9 月 30 日（火）までに回答を送付願います。

#### 【 問い合わせ先 】

国土交通省 総合政策局 建設業課 担当：佐藤

〒 100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

Tel 03-5253-8111（内線 24-725）

## 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関するアンケート

### ■ ボンドの現状について

問1. 現在の入札ボンド・履行ボンドの証券に記載している項目（例：保険契約者名・工事名・てん補条件 等）を教えてください。複数のボンド商品を扱っている場合は、それぞれの商品毎にご記入下さい。

なお、保証書・保証証券等のサンプルを添付いただける場合は、ご記入いただく必要はございません。（サンプルの社名等は削除いただいて結構です）

【入札ボンドの記載項目】

【履行ボンドの記載項目】

### ■ ボンドの電子化について

問2. 電子化した後も、建設会社への書面による保証書・保証証券等の発行を存続させる必要はありますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 書面による発行を廃止し、完全に電子化したい  
(理由等： )
- ② 書面による発行の存続を希望する  
(理由等： )
- ③ その他 ( )  
(理由等： )

問3. ボンドの電子化により、各発行機関が発行するボンドのデータを認証機関のシステムに登録することが考えられます。この場合、ボンドの発行手続や閲覧等をする際には認証機関のシステムにアクセスする必要がありますが、システムの利用時間は、どの程度必要ですか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えてください。

- ① 8:00～18:00 (主に業務時間帯)  
(理由等: )
- ② 8:00～21:00 (通常の保証業務を行う可能性がある時間帯)  
(理由等: )
- ③ 5:00～24:00 (深夜を除く時間帯)  
(理由等: )
- ④ 24 時間 (土日・祝祭日除く)  
(理由等: )
- ⑤ その他 ( )  
(理由等: )

【問4は銀行の方のみご回答ください。損害保険会社・保証事業会社の方は問5以降についてご回答下さい。】

問4. 入札保証や履行保証の手段として、建設会社が現金や有価証券等を選択した場合の手続(保管金取扱指定金融機関等からの証明書発行・提出)についても電子化を希望しますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えてください。

- ① 希望する  
(理由等: )
- ② 希望しない  
(理由等: )

## ■ 電子化データの保存・活用について

問5. ボンドの電子化においては、発注者・建設会社・保証機関が共同で利用できる認証機関を設け、保証機関が保証を行う際には、その認証機関に入札ボンド・履行ボンドのデータ(もしくはファイル)を登録することが考えられます。この場合、電子化した入札ボンド・履行ボンドのデータについて、約款・規程・税務上等の観点から、どの程度の保存期間が必要ですか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えてください。

- ① ボンドの保証・保険期間終了後\_\_\_\_\_年以上  
(理由等： )
- ② ボンドの保証・保険金等の請求期限終了後\_\_\_\_\_年以上  
(理由等： )
- ③ その他 ( )  
(理由等： )

### ■ 他のシステムとの連携等について

問6. ボンドの電子化において電子入札システムと連携させる場合、入札システムに登録された発注者名や工事名等のデータを活用して保証書・保証証券等を作成することや、落札結果を取り込み、保証債務を消滅させることを希望しますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えてください。

- ① 希望する  
(理由等： )
- ② 希望しない  
(理由等： )

### ■ 保証債務残高管理の高度化

問7. ボンドの電子化により、各発行機関が発行するボンドのデータを認証機関のシステムに登録することが考えられます。これを踏まえ、「保証債務残高に関する情報の共有化」を希望しますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えてください。

また、情報の共有化を希望する場合、①か②を選択した場合は、それぞれ a～d の中からどの程度の共有化が望ましいかについて、該当するアルファベットを○印で囲んで下さい。

- ① 残高について共有化を希望する  
a：全保証機関における保証債務残高合計  
b：各保証機関における保証債務残高  
c：ボンド毎の保証残高  
d：その他  
(理由等： )

- ② 保証期間と残高について共有化を希望する
- a : 全保証機関における保証債務残高の推移
  - b : 各保証機関における保証債務残高の推移
  - c : ボンド毎の保証債務残高及び保証期間
  - d : その他

(理由等 : )

- ③ 共有する必要を感じない

(理由等 : )

- ④ その他

(理由等 : )

### ■ その他

問8. 入札ボンド・履行ボンドの電子化に際してご意見等あれば教えてください。

## 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関するアンケート

### ■ ボンドの現状について

問1. 現在、入札保証として認めている手段について、該当する番号を○印で囲んで下さい。(複数回答可)

- ① 現金
- ② 国債その他の有価証券等(国債・地方債・その他: )
- ③ 入札保証保険
- ④ 契約保証の予約
- ⑤ 金融機関の入札保証(保証書)
- ⑥ 入札ボンドを導入していない

問2. 現在、契約保証として認めている手段について、該当する番号を○印で囲んで下さい。(複数回答可)

- ① 現金
- ② 国債その他の有価証券等(国債・地方債・その他: )
- ③ 金融機関の履行保証(保証書)
- ④ 前払保証事業会社の保証(契約保証証書)
- ⑤ 履行保証保険(証券)
- ⑥ 公共工事履行保証証券

### ■ ボンドの電子化について

問3. 入札ボンドの電子化において、電子入札システムとの連携がなされた場合、建設会社が電子入札システムで入札書(入札関連書類含む)とボンドと一緒に提出すること等が考えられます。電子入札システムとの連携等望ましいシステムのあり方について、該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えてください。

- ①電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム  
(理由等: )
- ②当面は、電子入札システムを改修せず、個別にマニュアル対応  
(理由等: )
- ③その他( )  
(理由等: )

問4. 電子化した後も、書面による保証書・保証証券等の受領を存続させる必要はありますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 書面による受領を廃止し、完全に電子化したい  
(理由等： )
- ② 書面による受領の存続を希望する  
(理由等： )

問5. 電子化した入札ボンド・履行ボンドの受領方法について、下記のどの方法を希望しますか。該当する番号に○印をご記入下さい。

**【入札ボンドについて】**

- ① 電子入札システムの活用
- ② 電子メールへの添付
- ③ プリントアウトした保証書・保証証券等
- ④ その他 ( )

**【履行ボンドについて】**

- ① 電子契約システム（開発中）の活用
- ② 電子メールへの添付
- ③ プリントアウトした保証書・保証証券等
- ④ その他 ( )

問6. 建設会社から提出を受けた電子化した入札ボンド・履行ボンドのデータの保管方法について、下記のどの方法を希望しますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 発注者による書面での保管  
(理由等： )
- ② 認証機関等のデータベースによる保管とし、書面での保管はしない  
(理由等： )
- ③ その他  
(理由等： )

問7. ボンドの電子化により、各発行機関が発行するボンドのデータを認証機関のシステムに登録することが考えられます。この場合、ボンドの閲覧等をする際には、認証機関のシステムにアクセスする必要がありますが、システムの利用時間は、どの程度必要ですか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 8:00～18:00 (主に業務時間帯)  
(理由等: )
- ② 8:00～21:00 (通常の業務を行う可能性がある時間帯)  
(理由等: )
- ③ 5:00～24:00 (深夜を除く時間帯)  
(理由等: )
- ④ 24時間 (土日・祝祭日除く)  
(理由等: )
- ⑤ その他 ( )  
(理由等: )

問8. 入札保証や履行保証の手段として、建設会社が現金や有価証券等を選択した場合の手続(保管金取扱指定金融機関等からの証明書発行・提出)についても電子化を希望しますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 希望する  
(理由等: )
- ② 希望しない  
(理由等: )

### ■ 電子データの保存・活用について

問9. ボンドの電子化においては、発注者・建設会社・保証機関が共同で利用できる認証機関を設け、保証機関が保証を行う際には、その認証機関に入札ボンド・履行ボンドのデータ(もしくはファイル)を登録することが考えられます。この場合、電子化した入札ボンド・履行ボンドのデータについて、規程・規則等の観点からどの程度の保存期間が必要ですか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① ボンドの保証・保険期間終了後\_\_\_\_\_年以上  
(理由等: \_\_\_\_\_)
- ② ボンドの保証・保険金等の請求期限終了後\_\_\_\_\_年以上  
(理由等: \_\_\_\_\_)
- ③ その他 ( \_\_\_\_\_ )  
(理由等: \_\_\_\_\_)

■ その他

問10. 入札ボンド・履行ボンドの電子化に際してご意見等あれば教えてください。

## 入札ボンド・履行ボンドの電子化に関するアンケート

### ■ ボンドの現状について

問1. 入札保証として利用している手段について、該当する番号に○印をご記入下さい。(複数回答可)

- ① 現金
- ② 国債その他の有価証券等(国債・地方債・その他: )
- ③ 入札保証保険
- ④ 契約保証の予約
- ⑤ 金融機関の入札保証(保証書)
- ⑥ 入札ボンドを利用したことがない

問2. 契約保証として利用している手段について、該当する番号に○印をご記入下さい。(複数回答可)

- ① 現金
- ② 国債その他の有価証券等(国債・地方債・その他: )
- ③ 金融機関の履行保証(保証書)
- ④ 前払保証事業会社の保証(契約保証証書)
- ⑤ 履行保証保険(証券)
- ⑥ 公共工事履行保証証券
- ⑦ 履行ボンドを利用したことがない

### ■ ボンドの電子化について

問3. 入札ボンドの電子化において、電子入札システムとの連携がなされた場合、電子入札システムで入札書(入札関連書類含む)とボンドを一緒に提出すること等が考えられます。電子入札システムとの連携等望ましいシステムのあり方について、該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 電子入札システムを改修し、入札ボンドを自動的に内容確認できるシステム  
(理由等: )
- ② 当面は、電子入札システムを改修せず、個別にマニュアル対応  
(理由等: )
- ③ その他( )  
(理由等: )

問4. 電子化した後も、書面による保証書・保証証券等による提出を存続させる必要はありますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 書面による提出を廃止し、完全に電子化したい  
(理由等： )
- ② 書面による提出の存続を希望する  
(理由等： )

問5. ボンドの電子化により、各発行機関が発行するボンドのデータを認証機関のシステムに登録することが考えられます。この場合、ボンドの申請手続や閲覧をする際には、認証機関のシステムにアクセスする必要がありますが、システムの利用時間は、どの程度必要ですか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい（※閲覧する時間も含む）

- ① 8:00～18:00（主に業務時間帯）  
(理由等： )
- ② 8:00～21:00（通常の業務を行う可能性がある時間帯）  
(理由等： )
- ③ 5:00～24:00（深夜を除く時間帯）  
(理由等： )
- ④ 24時間（土日・祝祭日除く）  
(理由等： )
- ⑤ その他（ )  
(理由等： )

問6. 入札保証や履行保証の手段として、現金や有価証券等を選択した場合の手続（保管金取扱指定金融機関等からの証明書発行・提出）についても電子化を希望しますか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① 希望する  
(理由等： )
- ② 希望しない  
(理由等： )

## ■ 電子データの保存・活用について

問7. ボンドの電子化においては、発注者・建設会社・保証機関が共同で利用できる認証機関を設け、保証機関が保証を行う際には、その認証機関に入札ボンド・履行ボンドのデータ（もしくはファイル）を登録することが考えられます。この場合、電子化した入札ボンド・履行ボンドのデータについて、社内規程や・税務上の観点からどの程度の保存期間が必要ですか。該当する番号を○印で囲んでいただくとともに、その理由等についても教えて下さい。

- ① ボンドの保証・保険期間終了後\_\_\_\_\_年以上  
(理由等: \_\_\_\_\_)
- ② ボンドの保証・保険金等の請求期限終了後\_\_\_\_\_年以上  
(理由等: \_\_\_\_\_)
- ③ その他 ( \_\_\_\_\_ )  
(理由等: \_\_\_\_\_)

## ■ その他

問8. 入札ボンド・履行ボンドの電子化に際してご意見等あれば教えてください。